

e-Taxの利用時間

月曜日～金曜日の午前8時30分から午後9時(祝日等及び12月29日から1月3日を除きます。)まで



平成24年1月16日(月)午前8時30分から所得税の確定申告期限の平成24年3月15日(木)までは、祝日等を含めて24時間ご利用いただけるので、税務署が閉まっている時間でも申告書の提出(送信)ができます。

なお、毎週月曜日の午前0時から午前8時30分をメンテナンスの時間としているなど、ご利用できない時間帯もありますので事前にe-Taxホームページで確認してください。

e-Tax・確定申告書等作成コーナーヘルプデスクの受付時間

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(祝日等及び12月29日から1月3日を除きます。)まで

平成24年1月16日(月)から平成24年3月15日(木)は、月曜日から金曜日及び特定の日曜日(2月19日、26日、3月4日、11日)の午前9時から午後8時までご利用いただけます。

納税、納税証明書の交付請求・取得にもe-Taxが利用できます。

- 税務署、金融機関に出向くことなく、自宅からインターネットバンキング等を利用して納税ができます。また、事前に届出をすることで「ダイレクト納付」を利用することができます(届出から利用可能となるまで1か月程度かかります。)
- 納税証明書の交付請求をe-Taxで行うと、手数料がお得です(納税証明書は、電子データでも書面でも受け取ることができます。)
- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。



www.e-tax.nta.go.jp

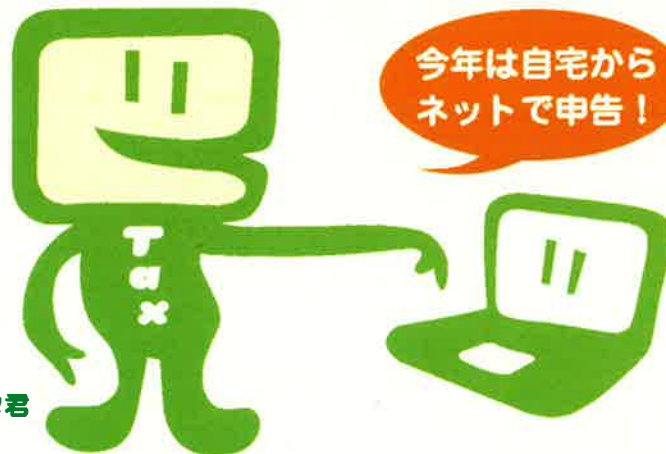
利用開始の手続、利用時間、パソコンの環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q & A)など、e-Taxに関する最新の情報についてお知らせしていますので、ご利用前にご覧ください。

イータックス

検索



国税電子申告・納税システム e-Tax ご利用案内



イータ君

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。

www.nta.go.jp

確定申告

検索

作成が終わったら



インターネットで送信

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額等が自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書等が作成できます。



e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

☎ 0570-015901

国税庁



おうちで作成

ネットで申告



自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

所得税の確定申告、
e-Taxならこんなにいいこと。

国税庁ホームページからe-Tax

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、インターネットを利用して提出(送信)できます。

最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名と電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成24年分の確定申告でいずれか1回。平成24年分は最高3,000円。)

添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院の名称・支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。)

還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています(3週間程度に短縮。)

e-Taxを利用するには



※ 電子証明書を取得する前に、e-Taxをご利用できる環境をe-Taxホームページからご確認ください。

1. 電子証明書の取得

e-Taxで申告等を行う際には、申告等データに電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。



個人の方は、住民票のある市区町村窓口で「住民基本台帳カード」を取得し、電子証明発行申請書等を提出して「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書の発行を受けてください。また、その他民間発行機関等が発行する電子証明書もご利用いただけます。

- ※ 税理士等が税務書類(データ)を作成し、納税者に代わって送信する場合には、納税者本人の電子署名を省略することができます。
- ※ 給与等の所得税徴収高計算書及び納付情報登録依頼(電子納税用データ)の送信については、電子署名は不要です。
- ※ 電子証明書の取得には費用がかかります。また、「公的個人認証サービス」の電子証明書の有効期限は3年となっており、有効期限を過ぎた場合は、新たに取得する必要があります。具体的な取得方法及び費用については、発行機関にお尋ねください。
- ※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページをご覧ください。

2. ICカードリーダライタの購入

利用する電子証明書が、住民基本台帳カードなどICカードに格納されている場合は、ICカードリーダライタが必要です。



※ 利用する電子証明書の仕様にあったものをご確認の上、家電販売店等でお買い求めください。